

令和3年第3回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月25日(木)

午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎
3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5) 議案第5号 農用地利用配分計画(原案)に係る意見について
- 6) 専 決 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 7) 専 決 報 告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について

4. そ の 他
5. 閉 会

出席委員 14名

1 番	増 山 貞 男 君	2 番	倉 持 登 君
3 番	中 村 明 君	4 番	小 島 一 男 君
5 番	張 ヶ 谷 一 郎 君	6 番	青 木 徹 雄 君
7 番	鈴 木 豊 君	8 番	坂 路 誠 君
9 番	青 木 邦 夫 君	10 番	大 島 か づ 子 君
11 番	小 島 キ ヨ 子 君	12 番	戸 賀 崎 邦 雄 君
13 番	後 藤 勇 君	14 番	高 崎 勇 君

欠席委員 な し

農地利用最適化推進委員

出席委員 12名

1 番	鈴 木 徳 男 君	2 番	井 上 清 一 君
3 番	山 崎 松 男 君	4 番	今 野 秀 明 君
5 番	白 石 守 利 君	6 番	濱 田 茂 君
7 番	松 田 英 雄 君	8 番	細 井 純 一 君
9 番	上 原 勝 正 君	10 番	川 島 広 伸 君

1 1 番 加 藤 互 君

1 2 番 上 原 一 夫 君

欠席委員 な し

事務局

事務局長 田 原 和 明
書 記 小 林 照 敦

局 次 長 宇 佐 見 毅
書 記 杉 江 一 真

午後 3時00分

◎開会の宣告

○局長 皆さん、こんにちは。〇〇委員が少し遅れてくるということでございます。時間でございますから開会いたします。

コロナ禍で緊急事態宣言は一応解除なのですが、役場の課長会議でも、こういう形で、また、議会でもなのですが、パーティションを置いて会議を進めているということでございます。議案の説明等についても、マスク着用でよろしくお願ひしたいと考えています。

それでは、会長の挨拶、よろしくお願いします。

◎挨 撈

○会長 皆さん、こんにちは。今日は、〇〇委員が遅れて来ますけれども、全員出席ということで、年度最後の総会、第3回でございますが、出席をいただきまして大変ありがとうございます。

もうそろそろ種まきの時期ということで、既に種まきも始まっているようでございますが、今年の米については価格の低迷が間違いなく来るということで、私どもも懸念しているのですが、再生協議会で今出しておりますとおりシミュレーションをしますと、飼料用米等に対応するほうが、所得は安定のほうにつながってくるのかなと感じているところでございます。杉戸町に100町歩という飼料用米の配分が来ておりますので、ぜひ一考していただいて、農業委員の皆さまにつきましては、飼料用米で100%達成できますようお願いできればなと思っています。私も再生協議会の会長ということでございますので、そちらのほうも含めてお願いをしまいたいと考えております。

今日は、議案が普段より多いわけでございますし、また久しぶりに推進委員さんが出席をしていただいておりますので、ご意見等がありましたら積極的なご意見をいただきたいなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は時間の関係がございますので、これで挨拶に代えさせていただきます。大変今日のご苦勞さまでございます。

○局長　ありがとうございました。

それでは、早速議事に入ります。

〇〇会長の議長でよろしくお願いします。

◎議案第1號

○会長 それでは、着座のまま議事を進行させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

大字本郷字西下〇〇〇番〇、畑、991m²。譲渡人、本郷、〇〇〇〇。譲受人、本郷、〇〇〇〇。面積〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー１につきましては、〇〇氏が991㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約300mでございます。場所につきましては、大字本郷地内の〇〇〇〇〇〇〇〇南側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この点につきまして、調査報告は〇〇副会長、お願いします。

○農業委員14番 それでは、報告をさせていただきます。

3月19日午前中、譲渡人、〇〇〇〇さん、それから譲受人の〇〇〇〇さん、両宅に訪問し、本人と会ってお聞きしてまいりました。〇〇〇〇さんは、以前から耕作をしていなくて、この申請地、畑になっていますけれども、陸田で、水稻をご近所の方に今まで作ってもらっていたということです。今後作付がもうできないよと言われたので、前々から手放したいと思っていたということでございました。そういう中、譲受人の〇〇さんは、皆さんご存じかと思いますが、ハウス園芸、主に植物を作っている方でございます。前にも農家のアンケート調査があったときにお聞きしたときに、少し増やしたいなということで、土地を探しているのだという話も聞いたことがありました。ということで、今回〇〇さんの土地が手に入るということで、今回の申請に至ったということでございます。

それから、調査5項目につきましては、確認しましたが、該当するところはございません。

以上で報告を終わります。

○会長 ご苦労さまでした。

調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑をいただきたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第1号、ナンバー2—1から2—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号、ナンバー2—1、大字北蓮沼〇〇〇番、田、2,979㎡、ナンバー2—2、同じく〇〇〇番、田、2,250㎡、合計5,229㎡。譲渡人、春日部市、〇〇〇〇〇。譲受人、才羽、〇〇〇。面積〇〇〇〇アール。労力〇人。取得理由、経営拡大。

ナンバー2—1からナンバー2—2につきましては、〇〇氏が5,229㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約740メートルでございます。場所につきましては、大字北蓮沼地内の〇〇〇〇北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、調査報告、〇〇〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員11番 調査依頼がありましたので、3月19日に〇〇さん宅に訪問し、いろいろとお話を伺ってきましたら、もう10年ぐらい〇〇さんが作っているそうです。そして、3月22日に春日部市の〇〇さんにお電話でお話を聞きましたら、10年ぐらい前にご主人を亡くされて、息子さんもやらないということで、春日部市にあるのですが、杉戸町のほうを手放したいということで、経費がかかるので、これから先大変だということで、〇〇さんに譲渡することになりましたということでした。

そして、5項目については何の問題もありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

続きまして、議案第1号、3—1から3—3、事務局の説明をお願いします。

ナンバー 3-1 から 3-3 につきましては、〇〇氏が844㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約200メートルでございます。場所につきましては、大字目沼地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇西側付近でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

○農業委員 9 番 それでは、調査依頼に基づきまして報告いたします。

調査5項目は問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第1号、3-1から3-3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

可決承認いたします。

◎議案第2號

○会長　続きまして、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字堤根字前島〇〇〇〇番〇、畑、4.88㎡。申請人、堤根、〇〇〇〇。転用目的、道路後退用地。

ナンバー１につきましては、これから議案第３号の農地法５条で取り上げられます分譲住宅建築に伴いまして、道路後退用地として農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地につきましては、都市計画法第34条11号区域内の第２種農地でございます。転用に当たり、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。場所につきまし

ては、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告を〇〇委員、お願いします。

○農業委員 3 番 では、調査報告いたします。

〇〇〇〇さんのお宅に訪問して話を伺ってまいりました。隣地の宅地開発に伴い、道路後退用として、ただいま事務局が説明したとおりでございます。

調査 5 項目に対して何ら問題ございませんので、審議のほうをよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決にします。

議案第 2 号、ナンバー 1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第 2 号、2—1 から 2—2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第 2 号、ナンバー 2—1、大字堤根字前島〇〇〇〇番〇、畑、9.30㎡。同じくナンバー 2—2、〇〇〇〇番〇、畑、7.35㎡、合計16.65㎡。申請人、堤根、〇〇〇。転用目的、道路後退用地。

ナンバー 2—1 から 2—2 につきましては、こちらもナンバー 1 同様に、分譲住宅開発に伴いまして、道路後退用地として農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第 2 種農地です。

転用に当たり、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。場所につきましては、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告を〇〇委員、お願いします。

○農業委員 3 番 では、調査報告いたします。

この件につきまして、〇〇〇さん宅に訪問いたしまして調査してまいりました。隣地の宅地開発に伴い、道路後退する、事務局の説明したとおりでございます。

調査 5 項目に対して何ら問題ございませんので、審議のほうをよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきまして質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第 2 号、2—1 から 2—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第2号、ナンバー3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号、ナンバー3、大字本島字北天神〇〇〇〇番〇、畑、673㎡。申請人、本島、〇〇〇〇。転用目的、住宅用敷地。

ナンバー3につきましては、農振農用地域でございますが、当初除外でございます。昭和45年当時の航空写真で住宅用敷地として利用されていることが確認されましたので、追認により当初除外が認められます。また、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。場所につきましては、大字本島地内の〇〇〇〇〇〇〇〇南側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告は〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員5番 調査依頼を受けまして、22日午後、〇〇〇〇さん宅に行きまして話してまいりました。話した内容ですが、事務局の言うとおりで、全く問題ないと思われます。それで、〇〇さんは、多角経営といいますか、水稻と果樹と野菜、それを夫婦2人でやっているわけなのですが、息子さんは勤めなのですが、土日はやはり家族、両親の手伝いをしたいということで申請をしたということでございます。その点も踏まえまして、皆さんのご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑等受けたと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第2号、ナンバー3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1―1から1―6、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1―1、大字堤根字前島〇〇〇〇番〇、畑、183㎡。ナンバー1―2、同じく〇〇〇〇番〇、畑、4.42㎡。ナンバー1―3、同じく〇〇〇〇番〇、畑、4.42㎡。ナンバー1―4、同じく〇〇〇〇番〇、畑、573㎡。ナンバー1―5、同じく〇〇〇〇番〇、畑、12㎡。ナンバー1―6、同じく〇〇〇〇番〇、畑、12㎡、合計788.84㎡。譲渡人、堤根、〇〇〇。譲受人、上尾市、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、分譲住宅及び道路後退用地。

ナンバー1―1から1―6につきましては、譲受人であります株式会社〇〇〇が、分譲住宅2棟及び道路後退用地として農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第2種農地です。転用することにより、周辺にコンクリートブロックを設置することから、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、自己資金により計画しております。場所につきましては、大字堤根地内の〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員 3 番 では、調査報告いたします。

譲渡人、〇〇〇さん宅には訪問して話を伺ってまいりました。譲受人、株式会社〇〇〇には電話で問い合わせました。〇〇〇〇さんという方が対応してくれました。〇〇〇さんは、高齢により維持管理が難しくなったところを、〇〇〇さんの強い要望により、このたび売買することになりました。事務局の説明したとおりでございます。

調査 5 項目に対して何ら問題はございませんので、ご審議のほうをよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

こちらにつきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第 3 号、1－1 から 1－6、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第 3 号、ナンバー 2、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第 3 号、ナンバー 2、大字堤根字鷺田〇〇〇〇番〇、畑、499㎡。使用貸人、堤根、〇〇〇〇。使用借人、本庄市、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー 2 につきましては、使用借人であります〇〇氏が、自己用住宅を建築するため農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、農用地区域の除外手続が完了し、農地区分につきましては第 1 種農地です。転用することにより、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまます。資金計画につきましては、融資により計画をしております。場所につきましては、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇委員、お願いします。

○農業委員 3 番 では、報告いたします。

〇〇さん宅に訪問いたして話を伺ってまいりました。使用貸人についての〇〇さんについては電話で伺いました。〇〇さんは〇〇さんの娘婿でございまして、娘夫婦がここに住宅を造るということでございます。事務局の説明したとおりでございます。

そして、調査 5 項目に対して何ら問題ございませんので、審議のほうをよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第 3 号、ナンバー 2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー3、大字倉松字雷電〇〇〇番〇、田、450㎡。譲渡人、京都府京都市、〇〇〇〇。譲受人、宮代町、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー3につきましては、譲受人でございます〇〇氏が自己用住宅を建築するため、農地転用の許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域内の第1種農地です。転用に当たり、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、融資により計画をしております。場所につきましては、大字倉松地内の〇〇〇〇〇〇〇〇の西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、〇〇〇委員、お願いします。

○農業委員12番 それでは、調査報告をいたします。

去る22日の午後でございますけれども、まず譲渡人の〇〇〇〇さんは京都府ということで、非常に遠方であるということでございます、この当該地近くに住んでおります、いとこの〇〇〇〇さんという方なのですが、その方にお会いをいたしましてお話を伺ってまいりました。現地については、事前に、今お話があったとおり確認をいたしております。所在地は、親からの相続地であったということでございます。相続人は、先ほど言いました京都府ということで、遠隔地にありますので、このいとこ、〇〇〇〇さんが全ての維持管理を行っているという状況でございます。よって、かねてから土地の売却を不動産屋さんに依頼をしていたということで、このたび購入者が現れたので、売却をすることとしたということでございます。

一方の譲受人の〇〇〇〇さん、この方は宮代町でございますが、自宅にお伺いしましてお話を伺いました。現在借家住まいということでございまして、今後、将来を考えると手狭になるということから、住居物件を探していたということでございます。よって、不動産会社から土地を紹介されたので、自己用住宅を建てるべく購入するということでございます。

調査5項目については特に問題ございませんので、よろしくご審議をお願いします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑ございましたら受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第3号、ナンバー3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、同じく議案第3号、ナンバー4、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号、ナンバー4、大字遠野字宮ノ下〇〇〇番〇、畑、254㎡。使用貸人、遠野、〇〇〇。使用借人、東京都足立区、〇〇〇〇。転用目的、自己用住宅。

ナンバー4につきましては、使用借人でありまして〇〇〇〇氏が自己用住宅を建築するため、農地転用の許可をお願い

いするものでございます。申請地は、都市計画法第34条11号区域の第2種農地です。転用に当たり、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画につきましては、融資により計画をしております。場所につきましては、大字遠野地内の〇〇〇〇北側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告、〇〇〇〇委員さん、お願いします。

○農業委員6番 先週の3月18日から19日の2日間にわたって現地調査をいたしました。

まず、必要性の観点なのですが、譲受人の〇〇〇〇さんは、先ほどありましたけれども、東京都足立区のアパートに住んでおります。アパートの部屋が手狭になったということで、実家の祖父、〇〇〇さんの土地について、一戸建ての住宅を建設したいと思っています。それから、立地上の問題ですが、申請地は〇〇〇〇〇〇の近くの宅地と町道に囲まれた土地であって、周囲の農地に及ぼす影響は全くありません。

それから、調査項目については該当しない旨の回答を得ております。

以上になります。

○会長 ありがとうございます。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1からナンバー6、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

こちらのナンバー1からナンバー6につきましては、埼玉県農林公社農地中間管理事業を利用した貸付けとなります。利用権を設定する者は埼玉県農林公社で、新規となります。ナンバー1、大字佐左エ門字市町田〇〇〇、田、2,253㎡。ナンバー2、同じく〇〇〇、田、2,149㎡。ナンバー3、大字佐左エ門〇〇〇—〇、田、947㎡。ナンバー4、同じく〇〇〇—〇、田、2,991㎡。ナンバー5、同じく〇〇〇、田、2,991㎡。ナンバー6、同じく〇〇〇、田、2,464㎡。ナンバー1からナンバー6、合計1万3,795㎡。設定する利用権、賃貸借。内容、水田。令和3年6月1日から令和13年5月31日までの10年間となっております。借賃につきましては、年30キログラム相当。利用権を設定する者、佐左エ門、〇〇〇〇。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらにつきましては、公社の関係でございますので、新規案件でございますが、調査報告はございません。

これにつきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー1からナンバー6、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー7からナンバー23まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号、ナンバー7、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。耕作面積、〇〇〇アール。大字本郷字東上〇〇〇—〇、田、472㎡。ナンバー8、同じく〇〇〇、田、1,090㎡。ナンバー9、同じく〇〇〇—〇、田、737㎡。ナンバー10、同じく〇〇〇—〇、田、973㎡。ナンバー11、大字本郷字西上〇〇〇〇—〇、田、399㎡。ナンバー12、同じく〇〇〇〇—〇、田、310㎡。ナンバー13、同じく〇〇〇〇—〇、田、452㎡。ナンバー14、同じく〇〇〇〇—〇、田、264㎡。ナンバー15、同じく〇〇〇〇—〇、田、310㎡。ナンバー16、大字本郷字西下〇〇〇—〇、田、350㎡。ナンバー17、同じく〇〇〇—〇、田、641㎡。ナンバー18、同じく〇〇〇—〇、田、747㎡。ナンバー19、同じく〇〇〇—〇、田、85㎡。ナンバー20、同じく〇〇〇—〇、田、158㎡。ナンバー21、同じく〇〇〇—〇、田、727㎡。ナンバー22、同じく〇〇〇—〇、田、185㎡。ナンバー23、同じく〇〇〇〇—〇、田、320㎡。ナンバー7からナンバー23、合計8,220㎡。設定する利用権の種類、賃貸借。内容、水田。令和3年4月1日から令和7年12月31日の5年間。借賃は年30キログラム相当。利用権を設定する者、本郷、〇〇〇〇。

ナンバー7からナンバー23につきましては、こちらは新規案件となっております。利用権設定後につきましては、水稻耕作をする予定でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、調査報告を〇〇副会長、お願いします。

○農業委員14番 報告をさせていただきます。

3月19日午前中、〇〇宅と〇〇宅を訪問しまして聞き取りをしてきました。〇〇〇〇氏の田んぼは、しばらく〇〇さんがこの地区をやっております、今年からというか、今回から自分で作ろうということで話が持ち上がりまして、どうせやるのだったら、少し大きく拡大したいなという希望がありまして、役場のほうで中に入っていただきまして、〇〇氏と〇〇氏の間にお願いして、話を進めていただきました。その結果、〇〇氏が今まで耕作していた〇〇さんのところも今回手放して、〇〇氏が引き受けるという話になりました。そういうことで、〇〇さんも、今度〇〇さんがやるので、地元だからということで期待をしているというところでございます。この地区は、本当に小さい田んぼで筆数もかなりありますけれども、今後〇〇氏が軌道に乗れば、この辺も圃場整備とか、そういう部分も含めて推進していかなくては行けないかなとは思っています。

調査5項目につきましては、確認しましたが、問題はございませんので、審議をよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

調査報告が終わりました。

この件につきましてご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー7からナンバー23、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー24から30、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号、ナンバー24、利用権の設定を受ける者、〇〇〇。耕作面積、〇〇〇〇アール。利用権を設定する土地、大字才羽〇〇〇、田、2,000㎡。ナンバー25、同じく〇〇〇—〇、田、1,843㎡。ナンバー26、同じく〇〇〇—〇、田、1,000㎡。ナンバー27、同じく〇〇〇、田、4,039㎡。ナンバー28、同じく〇〇〇—〇、田、122㎡。ナンバー29、同じく〇〇〇、田、759㎡。ナンバー30、同じく〇〇〇—〇、畑、1,343㎡。ナンバー24からナンバー30、合計1万1,106㎡。設定する利用権の種類、ナンバー24から29、賃貸借、ナンバー30、使用貸借。内容につきましても、ナンバー24から29につきましては水田、ナンバー30は普通畑。期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年12月31日までの3年間。借賃につきましては、年30キログラム相当。利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇〇。

ナンバー24からナンバー30につきましては、今回再設定という形で上がっております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらは継続案件でございますので、調査報告はございません。

この件につきまして、ご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決します。

議案第4号、ナンバー24からナンバー30、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第5号

○会長 続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

こちらの内容につきましては、埼玉県農林公社へ貸し出される土地についての配分計画となっております。簡単にご説明いたしますと、〇〇氏が1,645㎡、〇〇氏に1万3,795㎡配分され、耕作する計画となっております。こちら事務局といたしましては、妥当であると判断をしております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第5号、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告。

続けてお願いします。

○書記 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について。

ナンバー1―1、下高野〇〇〇、田、998㎡。同じくナンバー2、〇〇〇―〇、田、647㎡。合計1,645㎡。賃貸人、行田市公益社団法人埼玉県農林公社。賃借人、下高野、〇〇〇〇。こちらは、令和3年3月10日付で受け付けております。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1―1、内田2丁目〇〇〇〇―〇、田、123㎡。ナンバー1―2、同じく〇〇〇〇―〇、田、29㎡。ナンバー1―3、同じく〇〇〇〇―〇、田、182㎡。ナンバー1―4、同じく〇〇〇〇―〇、田、53㎡。合計387㎡。譲渡人、群馬県邑楽町、〇〇〇。譲受人、杉戸、〇〇〇。転用目的、自己用住宅。こちらは、令和3年2月22日付で受け付けております。

以上でございます。

○会長 専決報告まで終わりました。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、閉会を〇〇副会長によりしくお願いします。

○副会長 それでは、閉会の挨拶ということですが、その前に皆様にちょっとお願いがございます。

今日の事務局の議事録朗読のときに、ちょっと私語ががやがや聞こえますので、次回から最後の大事なところですので、私語を慎むようお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして第3回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、4月26日月曜日です。15時より役場第1庁舎3階会議室を予定しております。皆様のご出席をお待ちしております。

大変ご苦勞様でございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年3月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 小 島 キ ヨ 子

署 名 委 員 戸 賀 崎 邦 雄